

愛知県公契約に関する協議の場 会議要旨

- 日 時 平成 31 年 3 月 13 日（水）午後 3 時～午後 4 時 50 分まで
- 場 所 アイリス愛知
- 議 題 愛知県公契約条例の取組等

■ 発言要旨

- ・ （「自動車エコ事業所の認定」、「えるぼし認定」、「くるみん及びプラチナくるみん認定」の）3 項目を追加し、発注部局の判断で傾斜配点を含めた弾力的な運用を行うとのことだが、どのような項目を用いて、どのように傾斜配点するのか。それらは一般に公開されているか。
- ・ 今回追加となる「えるぼし認定」は、実際の男女比率など運用面に重きを置く認定基準となっている。こうした指標を重点的に評価していくことで、より一層の政策推進に寄与していくことを期待している。
- ・ 社会的価値の運用が始まった頃は、企業による指標の取得、いわゆる形式面で見えていたが、取組が徐々に浸透すると、さらにその上の企業内の運用面でどう変わったかということが問われるようになる。社会での普及の度合を見ながら、指標をより高度なものに変えていくということは、方策として十分考えられると思う。
- ・ 外部の委員に取組を報告してチェックを受けることは、行政運営の決定プロセスの透明性を高めるだけでなく、施策を進めていく手法としても有効である。県にとってはその分負担がかかると思うが、今後も年に 1 回はこうした場を開催していくことが大切だと思う。

- 労働環境報告書の回答項目は、違反があれば労働基準監督署から指導を受けるようなものもある。労働基準法が改正されるので、それに対応した内容になるよう、検討していただきたい。
- 社会的価値の点差による逆転が稀にしかないことは残念である。こうしたことを含め、より一層のPRをお願いしたい。
- 業務委託契約に係る労働環境報告書に関しては、人件費比率が低いから、契約実績が少ないからという理由で対象業務を絞るのではなく、働く人の労働条件の確保につながる業種であれば対象を拡大していく方向で検討していただきたい。
- 工事請負契約に関しても、建設業界の方々には現状でも大変かとは思いますが、賃金条項を前提とした基準であることを踏まえ、「予定価格 6 億円以上」という基準額の引き下げを検討していただきたい。
- 県内の市では、賃金条項を持つ条例もあるので、これらの運用実態と、賃金条項がどのように機能するかを調べていただきたい。